

令和4年11月10日農業委員会議事録

- 1 開会日時及び場所 令和4年11月10日 午後3時36分
市役所 第一委員会室
- 2 閉会日時 令和4年11月10日 午後4時06分
- 3 委員氏名

(1) 出席者

渡 孝志	中野 喬輔	渋田 安広	横大路一将
長崎 隆児	松崎 久則	秋山 博敏	荒牧奈緒子
西 孝則	元満 壽次	渋田 佳規	安武 昇
吉住 勝実	仁部 誠二	薄 隆太	宮本 重和
村山 令子	池見 直喜		

(2) 欠席者

村山 安廣 高原 尚広

4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係長	中田 学
係	高原 康裕
係	松尾 翔太郎

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第4条

議案第3号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）（利用権）

午後3時36分開会

○事務局長（ 君） それでは令和4年11月定例農業委員会を開会させていただきます前に、出席委員の確認をいたします。

本日、 、それから から欠席の御連絡をいただいております。本日の出席委員数は18名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の議事進行につきましては、 、よろしくお願いたします。

○議長（ 君） 現地調査、皆様お疲れでございました。

それでは、11月第11回の農業委員会定例総会を始めたいと思います。

.....

○議長（ 君） 今期の農業委員会の議事録署名委員は、 と にお願いいたします。よろしくお願いたします。

.....

○議長（ 君） それでは議事に入ります。

日程1、議案1号農地法第3条の許可申請について11の19、事務局説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案書の1ページをお開きいただきまして、農地法第3条の許可申請、申請番号11の19、また11の20についても、併せて御説明をさせていただきます。

こちらは、双方で売買をされる案件になっておりますけれども、実質的には言えば、いわゆる等価での交換といった中身になっておりますので、併せて説明をさせていただきます。

それでは議案の中身について御説明いたします。

まず、位置関係について御説明いたします。

議案書2ページをお願いいたします。

今回の申請地につきましては、福岡県動物愛護センターの南西側に位置をしております斜線部の3筆となっております。

申請番号11の19につきましては、右側でございます2筆、左側の1筆については11の20の場所となっております。

それでは、それぞれの受人について御説明をさせていただきます。

11の19の譲受人につきましては、現在、年齢76歳で古賀市内において御家族で農業をされている方でございます。農業従事年数は約55年と伺っております。農業経営状況といたしましては、主に軟弱野菜を行っておられます。所有する農機具といたしましては耕運機、草刈機、噴霧機等を所有しておられます。

続きまして、申請番号11の20の受人につきまして御説明をさせていただきます。

譲受人については、現在、年齢85歳で古賀市内に御家族で農業をされている方です。農業従事年数は53年と伺っております。農業経営状況といたしましては、こちらも主に軟弱野菜を行っておられます。所有する農機具としては、耕運機、草刈機等を所有しておられます。

こちらも現地の状態を見ますと、現地の下の方の農地の形と筆の形というのが合っていないような

状態でありまして、双方耕作しやすいように現況の形に合わせて双方で売買されるといった中身になってございます。

続きまして、下限面積の御説明をさせていただきます。

11の19につきましては、申請人の現在の耕作面積が5,950m²で、今回取得いたします面積を合計いたしますと6,128m²となりまして50a要件を満たしております。併せまして地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

申請番号11の20につきましては、申請人の現在の耕作面積が1万129m²で、今回取得いたします面積を合計いたしますと1万479m²となり、50a要件を満たしております。併せまして地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

以上、11の19、11の20について説明を終えたいと思います。

○議長（ 君） 説明は終わりました。

御質問、御意見ありましたらお願いいたします。 。

○副会長（ 君） 若干補足説明しますが、いわば20数年前に交換分合という形で計画しとったわけですが、今日まで交換分合ができない状態ですので、これを売買で処理したというところなんです。何も問題ないようですので、押印いたしました。よろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） 採決に入りたいと思います。賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

.....

○議長（ 君） では、議案第2号に移ります。農地法第4条第1項の規定により許可申請について、番号11の4から、これどうします、3つ一緒に行きますか。

○係（ 君） そうですね。

○議長（ 君） じゃ、3件一緒に説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、御説明させていただきます。

議案書3ページをお願いいたします。

農地法4条の許可申請、申請番号11の4から11の6について御説明をさせていただきます。

申請人土地の所在等につきましては記載のとおりでございます。こちら3件とも農地改良の案件でありまして、土地の場所なんですけれども農振農用地というふうになっておりまして、通常農地転用ができない場所になるんですけれども、農地改良のための一時転用ということで例外的に可能なものとして判断をしております。

それでは位置関係について御説明をさせていただきます。4ページをお開きください。

それぞれ旗揚げでお示しをさせていただいております。北築昇華苑入口交差点から見まして、申請番号11の4と11の5につきましては、北西側、隣り合った2筆、斜線部の2筆でございます。

申請番号11の6につきましては、同じく北築昇華苑入口交差点から見まして、西側でございます斜線部の1筆となります。申請番号11の4と11の6につきましては申請人は同じでございます。

それでは、計画図等を用いて説明をさせていただきます。

11の4の現況図が5ページ、同じく11の4の計画図等につきまして6ページ、11の5の現況図について7ページ、計画図について8ページに記載がございます。

6ページと8ページを用いながら説明をさせていただきます。

こちら、場内に盛土を行いまして、最大盛土高としましては2.5m、なかなか、かなり高い盛土にはなっております。川に沿って走っている道路と、その対側にある道路の高さまで上げる計画となっております。盛土を行いました後につきましては、中で薬物野菜の栽培を行っていくということで、伺っております。

排水につきましては、暗渠排水管より河川のほうに放流を行う計画となっております。

また、のり尻のほうに素掘りで側溝を掘りまして、土砂の流出も防止を行う計画となっております。また、のり面が出るところにつきましては、安定勾配、または30度を超えない勾配で施工を行い、土砂等が崩落することがないようにするというで伺っております。

8ページにつきましては、こちら11の5の箇所でございますけれども、先ほどの部分の隣り合ったところとなっております。盛土高としましては、最終的には隣と同じ高さまで上げていくという計画になってございます。排水につきましても、先ほどの11の4にございましたけれども、暗渠排水管を用いて排水を行っていく計画となっております。

それでは続きまして11の6について御説明をさせていただきます。

11の6につきましては、現況図が9ページ、計画平面図等が10ページに記載がございます。こちらにつきましても盛土を行いまして、畑地として耕作しやすいような形状に変えていく中身となっております。こちらについても薬物野菜を栽培する予定と伺っております。

排水につきましては、こちら暗渠排水管がありますので、そちらから排水を行っていく計画と伺っております。

それでは、地元水利承諾書につきまして御説明をさせていただきます。

まず、11の4につきましては、地元から令和4年の10月20日付で雨水等は既設水路へ排水を行うことの条件を付して承諾書の提出がございまして。

11の5番につきましては、こちらも令和4年の10月20日付で雨水等は1002番の横にございます既設水路を用いて排水を行うことの条件を付して承諾書の提出があつてございます。

11の6につきましても、同じく令和4年の10月20日付で雨水等は北側の既設水路への排水を行うことの条件を付して承諾書の提出があつてございます。

併せまして3件とも区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

事務局のほうから説明は以上になりますけれども、区域委員さんほうから補足等ございましたらよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 。

○委員（ 君） 申請人からこういうふうに埋めたいと、今現在、土地が荒れているので、それで埋めて野菜を作りたいということで、承認いたしました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 説明終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いいたします。——ないようでしたら、採決に移ります。賛成されます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（ 君） はい、ありがとうございます。全員賛成。

○議長（ 君） 続きまして、議案第3号に移ります。

経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局説明をお願いします。

○係（ 君） では議案第3号について御説明いたします。

11ページを御覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

今回、新規で15件、更新で65件の申出があつております。また、 が関係者となりますことから、一時退席をお願いいたします。

〔 、 、 退席〕

○係（ 君） なお、この議事進行につきましては、 お願いいたします。

それでは御説明いたします。

新規の申出につきまして11ページ、申請番号11の31、筈内にございます1筆で面積が844m²貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年11月11日から令和6年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号11の32、庄にございます8筆で、合計面積が2,716.50m²貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年11月11日から令和7年12月末までの貸借りとなっております。こちらの農地につきましては、農地パトロールでゴールド判定された農地となっております。

続きまして、申請番号11の33、久保にございます2筆で、合計面積が1,070m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年1月1日から令和7年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして申請番号11の34、久保にございます2筆で、合計面積が1,049m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年1月1日から令和7年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号11の35、薦野にございます1筆で、面積が446m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年12月1日から令和24年4月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号11の36薦野にございます1筆で、面積が1,018m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年12月1日から令和24年4月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号11の37、薦野にございます2筆で、合計面積が1,860m²、付人、借受人は記載のとおりです。令和4年12月1日から令和24年4月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号11の38、薦野にございます1筆で、面積が568m²貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年12月1日から令和24年4月末までの貸借りとなっております。

続きまして、14ページ、申請番号11の39薦野にございます1筆で、面積が426m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年12月1日から令和24年4月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号11の40、薦野にございます3筆で、合計面積が3,458m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年12月1日から令和24年4月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号11の41、薦野にございます4筆で、合計面積が3,392m²貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年12月1日から令和24年4月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号11の42、薬王寺にございます1筆で、面積が2,538m²、貸付

人、借受人は記載のとおりです。令和5年1月1日から令和10年6月15日までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号11の43、薬王寺にございます1筆で、面積が4,341m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年1月1日から令和10年6月15日までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号11の44、薬王寺にございます1筆で、面積が3,890m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年1月1日から令和10年6月15日までの貸借りとなっております。

続きまして16ページ、申請番号11の45、薬王寺にございます2筆で、合計面積が1,599m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年1月1日から令和10年6月15日までの貸借りとなっております。

なお、以降17ページの申請番号11の46から43ページ、申請番号11の110までの65件につきましては、更新の案件となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

また、12ページをお開きいただいて、申請番号11の33、34につきましては、申請人が農地所有適格法人以外の法人であるため、適切な営農が行われていない場合などに契約を解除できる解除条件付利用権設定となっており、誓約書を徴取しております。

法人として農地を借り受け、会員の健康と生きがいをづくりのため路地野菜を中心に営農していかれると伺っております。

同じく12ページの申請番号11の35から14ページの申請番号11の41までの7件につきましては、薦野清滝基盤整備予定地区の農用地を中間管理機構へ預け入れを追加で行うものです。工事完了までは賃借料はなしと伺っております。

また、15ページ、申請番号の11の41から16ページの申請番号11の46までの4件については、水田裏作の案件となっており、毎年10月16日から翌年の6月15日までの期間借地となっております。

最後に、新規の利用権設定については全て区域委員並びに近隣の区域委員の署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理しております。

御審議のほどお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました質問、意見はございますか。はい、どうぞ。

○委員（ 君） 12ページの今、説明がありました11の33、34、シルバー人材センターなんです、会員さんの健康増進のためということで、これ今回が初めてなんですか。それと、ここ田ということで地目と現況が、野菜を作られるというような説明であった

かと思いますが、畑として何を耕作して作られるとかというようなことは聞いてありますか。

○議長（ 君） はい、事務局。

○係（ 君） まず、1つ目の御質問について御回答いたします。

こちら、借受人の経営面積に記載のあるとおり、今回初めての借り受けの案件となっております。伺ったところでは以前も代表者の方の名義で農地を借り受けされてあって、そこで会員の方も少し手伝ってもらいながら、主に季節の野菜、葉物野菜であったり、芋類を植えてあったということで伺っております。

○委員（ 君） 今回も同じような内容で作物などを作られるというようなことでよろしいでしょうか。

○係（ 君） はい、そのとおりです。

○議長（ 君） はい、いいですか。

○委員（ 君） はい、結構です。

○議長（ 君） はい、ありがとうございます。ほかに質問、御意見ございますか。——ないようですので、採決に入らせてもらっていいですか。——はい、それでは議案第3号基盤強化第19条に賛成される農業委員の方、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手8/8名]

○議長（ 君） はい、全員賛成、ありがとうございました。

午後4時06分閉会
